

【用語】 谷川・阿能川―ともに利根郡水上町　はんけ日―半夏生、夏  
至から一日目　秋ひかん―秋分の日を中心とその前後の七日間　馬  
草場―秣場、草刈り場　山本村―山附きの村　取徳―取得、取っただ  
け自分の利益になること　ほき―ほきる、生い茂る　作毛―さくもう  
とも、稲穂の実り、生育中の農作物　一左右―一度の通知、一報

【解説】 江戸時代の百姓林には、有力百姓が個別に所持した林野もあ  
るが、多くは一村の百姓全員が入会利用する村中入会、または複数の  
村々が共同利用する村々入会であった。上野国内の利根・吾妻郡一帯  
は山間豪雪地域であるため生活条件が厳しかった。このため山林原野  
の入会地は単に肥料や飼料源としてだけでなく、薪炭・木材・挽き板  
などの林業・山稼ぎの場として重要な生活源となった。なかでも利根  
川最上流域の藤原山・粟沢山・谷川山などでは材木の伐り出しや秣の  
採取が盛んであった。

この文書は、享保五年（一七二〇）の谷川・阿能川両山の口明け時期  
に関する入会村々の規定であり、両山は阿能川・谷川・湯原・川上・  
寺間の五カ村入会地であった。山の口明けとは、山の草刈りや葛葉の  
刈り出しなど、入会山での仕事初め、入山日のことである。この規定  
によれば、夏は半夏の日を除く一五日前、秋は彼岸明けの日を除く一  
〇日目を両山の口明け日と定めている。ただし、谷川・阿能川両村は  
山元の村であることから、口明け前日から入山できる特権が与えられ  
ていた。また、若草の成長の状況や作物の豊凶によって口明け日を前  
後一日ずらすこともあることを取り決めている。すなわち、この規定  
は入会山を共同利用する基本原則であり、山林の保護も意図していた  
ものであったと思われる。